

障害者自立支援法による基準・報酬について（案）

障害福祉サービスについては、障害者自立支援法に基づき、平成18年10月から新しいサービス体系が導入される。今般、その体系の柱となる基準・報酬について、以下のように設定する。また、これに併せて、現行サービス体系等についての基準・報酬を見直すこととする。

基本的な考え方

障害者自立支援法は、障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付を行うものであり、その基準・報酬の設定に当たっては、

- (1) 質の高いサービスが、より低廉なコストで、できるだけ多くの人に効果的・効率的に提供されるよう、利用者の状態やニーズ、サービスの機能に応じて設定するとともに、
 - (2) 地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応して必要となるサービス基盤の計画的な整備に資するもの、
- とすることを基本とする。

新たな基準、報酬の体系についての考え方

報酬については、平成18年度予算案における全体の改定率を踏まえ、設定する。

【平成18年度予算案】

報酬単価について、全体で1.3%とする。ただし、地域生活移行や新事業体系への移行を促進する観点から、居宅系サービスや新体系サービスは、1.0%とする。

・訪問系サービス	610億円
・グループホーム、ケアホーム	180億円
・日中活動、居住サービス	3,230億円
・その他	110億円
計	4,130億円

1. 障害福祉サービスの一元化

身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別ごとではなく、障害者の自立支援という観点に立って、各障害共通の報酬単価、基準を設定する。

2. 地域生活を支えるサービス基盤の充実

〔訪問系サービス〕

利用者の実態に応じた支援を行う観点から、サービスの提供形態に応じ、短時間での集中的なサービス提供（身体介護、家事援助）と長時間滞在してのサービス提供（重度訪問介護、重度障害者等包括支援）に再編するとともに、特に重度の障害者に配慮して報酬単価を設定する。

限られた国費を公平に配分する観点から、市町村の給付実績等を踏まえ、障害程度区分に応じて国庫負担基準を設定する。ただし、制度変更に伴う激変緩和の観点から、国庫負担基準を超える場合でも、従前の国庫補助実績に基づき国庫負担を行う等の経過措置を講じる。

[日中活動系サービス・居住系サービス]

地域社会と自然に交わりながら生活できるよう、入所施設や病院で24時間暮らす従来のサービス提供の在り方を見直し、日中活動と居住サービスを区分する。

地域生活への移行を推進するため、自立訓練事業において、訪問・通所・短期滞在を適切に組み合わせた障害福祉サービスの提供を行うとともに、これに伴う報酬単価を設定する。

日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障害者に対し、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービスを提供する場として、従来からのグループホームに加え、介護が必要な者を対象にしたケアホームを設け、報酬単価を設定する。

[相談支援]

地域生活を送る上で特に計画的な障害福祉サービスの提供を必要とする者に対する相談支援体制を整備し、これに伴う報酬単価を設定する。

3 . 利用者の状態像やサービス機能に即した評価等

障害福祉サービスごとに、利用者像、サービス内容、障害程度区分に応じた人員配置を設定し、これを勘案して報酬単価を設定する。

その際、利用者の状態に応じた適切な支援を行うため、個別支援計画の作成等を行うサービス管理責任者の配置を新たに義務づける。

重度の障害者の状態やニーズ、サービス利用の実態に即した障害福祉サービスが提供できるよう、必要な報酬単価を設定する。

利用者の状態に応じて、効果的な障害福祉サービスの提供を行うよう、1つの事業所で複数の障害福祉サービスを組み合わせて実施するサービス提供の形態（多機能型）を新たに設ける。

4．目標の達成度に応じた評価

就労支援等を積極的に推進するため、客観的な指標により評価し得る一般就労への移行実績等に対して、報酬を加算する。具体的には、

- ・一般就労等への移行率が高い場合（就労移行支援事業・就労継続支援事業）
- ・平均工賃が地域の最低賃金に対して一定水準を上回った場合（就労継続支援事業：非雇用型）

に報酬を加算する。

5．規制緩和を通じたサービス提供の拡充

空き教室等地域の社会資源を最大限活用し、できる限り多くの利用者に対し効率的なサービス提供が可能となるよう、規制緩和を積極的に推進する。

- ・ 事務室など、直接サービス提供に係らない設備等の必置規制を廃止する
- ・ 食事提供に係る外部委託の要件を見直す
- ・ 日払い方式への転換に併せ、定員を超えた一定範囲内の利用者の受入れを認めるなど柔軟な取扱いを行う

6．事業規模に応じた報酬の設定

身近な地域における小規模なサービス提供事業者の整備に配慮しつつ、事業規模の大小による運営効率の違いを踏まえて、事業所の定員規模に応じた報酬単価を設定する。

7．利用実態に応じた支払方式への転換

日々の利用状況にかかわらず定額の月額報酬が支払われる「月払方式」から、「利用実績払い（日払い方式）」に転換して報酬を支払う。

8．サービスの評価のあり方の見直し

事業ごとに、人件費等の直接的なサービス提供に係る費用に配慮しつつ報酬単価を設定し、事務費等の事業運営に係る間接的経費について

は、極力効率化する。

報酬単価について、利用者負担額の算定や地域差の反映を容易にするといった観点から、従来の円単位を改め、単位制を導入する。

なお、地域差を反映するため、1単位10円を基本とし、級地区分を設ける。

9 . 円滑な移行の推進

現行の施設が新事業に移行する際、相当程度の事務作業やコストを要することを踏まえ、移行時に一時的な加算を行う。

新体系の報酬について（案）

目次

訪問系サービス	7
1 居宅介護等の報酬基準	7
2 居宅介護等の国庫負担基準	11
3 短期入所の報酬基準	16
日中活動系サービス	17
1 生活介護	17
2 療養介護	18
3 自立訓練	19
4 就労移行支援	21
5 就労継続支援	22
6 各サービスに共通する事項	24
7 児童デイサービス（10月以降）	25
居住系サービス	26
1 施設入所支援	26
2 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）	29
3 各サービスに共通する事項	32
相談支援（サービス利用計画作成費）	33
1 支給対象者	33
2 報酬基準	33
3 国庫負担基準	34

訪問系サービス

1. 居宅介護等の報酬基準

短時間の集中的な提供（身体介護、家事援助）と長時間の滞在による提供（重度訪問介護、重度障害者等包括支援）といったサービス内容の実態に適した報酬基準とするとともに、特に重度の障害者の方々について配慮する。

〔身体介護、家事援助〕

短時間に集中的にサービス提供を行うことが期待される身体介護と家事援助については、30分単位の単価設定とするとともに、身体介護、家事援助それぞれについて1.5時間を基本とする報酬を設定する。

- ・身体介護

1.5時間で580単位。なお、排泄に時間を要する者等への対応のため、30分当たり75単位とする（3時間まで）

- ・家事援助

1.5時間で225単位。

なお、市町村が特にやむを得ない事情があると判断した場合には、報酬基準時間（身体介護で3時間、家事援助で1.5時間）を超える部分につき、30分当たり70単位増とする。

従事者の資格要件については、短時間に集中して支援を行うという業務内容を踏まえて、1級又は2級ヘルパーを基本とする。なお、3級その他の者（支援費制度において身体介護、家事援助又は日常生活支援に係る業務に従事した経験を有する者）がサービス提供を行った場合には、身体介護で30%、家事援助で10%の減算を行う。

〔行動援護〕

30分単位の単価設定とし、1.5時間で580単位、以降30分当たり148単位とする（5時間まで）。

従事者については、行動援護従業者養成研修（仮称）の制度化を図った上で、経過的措置として、以下の者についても同研修の受講を要件として、従事することを可能とする。ただし、これらの者がサービス提供を行った場合には、30%の減算を行う。

- ・ サービス提供責任者：知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務の従事期間3年以上
- ・ サービス提供者：知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務の従事期間1年以上

〔重度訪問介護〕

長時間滞在型の重度訪問介護については、1日につき3時間超の支給決定を基本とする一方で、30分単位で一律に報酬額が上昇していく仕組みを改め、ホームヘルパーの1日当たり費用を勘案して8時間を区切りとする単価設定とする。その際、区分6（要介護5程度）の者については7.5%、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者については15%の加算措置を講じる。

	3～4時間	8時間
4月～9月（日常生活支援）	642単位*	1,390単位
著しく重度の者（+15%）	736単位（+14.6%）	1,426単位（+2.6%）
区分6の対象者（+7.5%）	688単位（+7.2%）	1,333単位（4.1%）
その他	640単位（0.3%）	1,240単位（10.8%）

* 3.5時間と4時間の平均単価

8時間超は、管理コストが逡減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定する。

移動中の介護を実施した場合については、移動介護の実施時間数に応じて、下記の加算を行う。

1 時間以下の移動	100 単位
2 時間以下の移動	150 単位
3 時間以下の移動	200 単位
3 時間を超える移動	250 単位

従事者の資格要件については、利用者とのコミュニケーションなどの重要性を踏まえて、現在の日常生活支援の資格要件(座学を含め 20 時間)について、現場実習を中心とする内容に改めるとともに、広く従事者を確保する観点から研修時間数を 10 時間とする。

ただし、加算対象となる特に重度の障害者に対し支援を行う者については、利用者が医療的ケアを必要とする者が多いこと等を踏まえ、緊急時の対応等についての付加的な研修を受講していることを要件とする。

〔重度障害者等包括支援〕

下記の要件を満たす事業者が、個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービスを包括的に提供した場合に、算定を認めることとする。

- ・ 重度訪問介護等何らかの障害福祉サービスに係る指定事業者であり、かつ、24 時間、利用者からの連絡に対応できる体制となっていること
- ・ 相談支援専門員の資格を有するサービス管理責任者を配置していること
- ・ 週単位で個別支援計画を作成するとともに、定期的にサービス担当者会議を開催すること

報酬単価は、生活介護(日中活動)と重度訪問介護において、重度障害者等包括支援対象者に適用される単価を勘案し、4 時間 700 単位とする。

ケアホームやショートステイを利用する場合は、それぞれの最重度者に適用される単価を適用する

長時間利用の場合は、管理コストが逡減することを踏まえ、1 日 12 時間を超える分からは報酬単価の 97.5%相当額を算定する。

居宅介護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、日中時間以外に支援を行った場合には、午後 10 時から午前 6 時まで 50%の深夜加算を行うとともに、午後 6 時から午後 10 時まで及び午前 6 時から午前 8 時まで 25%の夜間・早朝加算を行う。

2. 居宅介護等の国庫負担基準

サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から、現在の市町村の支給実績、支援費制度の国庫補助基準額を勘案し、全国の9割程度の市町村の支給実績（月9.5万円）をカバーできるよう、設定する。

新たに制度化された重度障害者等包括支援の基準額については、現在の支援費制度における国庫補助水準の最高額（月約22万円）を超える水準とし、著しく重度の障害者に対する支給実績、施設入所等の報酬水準を勘案して設定する。

国庫負担基準は、サービスの種類に応じ、障害程度区分ごとに設定することとし、各市町村に対し、各国庫負担基準額に障害程度区分ごとのサービス利用者数を乗じて得た額を上限として、国庫負担を行う。

新制度移行に伴う経過措置等として、下記の措置を講じる。

制度施行時点において、国庫負担基準を超える給付水準の市町村については、従前の補助実績に基づき、国庫負担を行う。

平成20年度までの3年間は、すべての訪問系サービスに係る障害程度区分の基準額を合算して適用する。

都道府県地域生活支援事業により、重度の障害者の割合が著しく高いために国庫負担基準を超過する小規模自治体等を対象に、一定の財政支援を行うことを可能とする。

国庫負担基準額は、報酬基準と整合を図り、単位制とする。1単位10円を基本とし支援費と同じく、級地区分を設ける。

< 国庫負担基準額 >

各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
2,290単位	2,910単位	4,310単位	8,110単位	12,940単位	18,680単位	7,280単位

(2) 行動支援対象者

区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
10,780単位	14,580単位	19,410単位	25,150単位	13,750単位

(3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
19,020単位	23,850単位	29,590単位

(4) 重度障害者等包括支援対象者

45,500単位

重度障害者等包括支援を利用しない者であっても、その対象者の要件に該当する者については、指定相談支援事業者によるケアマネジメントを利用し、重度訪問介護等の障害福祉サービスを利用する場合には、その利用した障害福祉サービス全体に係る国庫負担基準として、重度障害者等包括支援の国庫負担基準額から指定相談支援に係る報酬格則に相当する額を控除した額を適用する。

【参考】

支援費制度の国庫補助基準額

一般	移動介護利用者	全身性障害者
69,370円	107,620円	216,940円

< 在宅で生活する者のうち、他制度・他のサービスを利用する場合 >

介護保険対象者、日中活動系サービス利用者については、それぞれ下記の基準額とする。

なお、介護保険対象者、日中活動系サービス利用者のいずれにも該当する者については、下記の ・ のいずれか低い方の基準額を適用する。

介護保険対象者の国庫負担基準額

各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 行動援護対象者

区分3～区分6	6,470単位
---------	---------

(2) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	10,910単位
---------	----------

(3) 重度障害者等包括支援対象者

26,820単位

日中活動系サービス利用者の国庫負担基準額

各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分6
16,440単位

区分1～区分5及び障害児については、前頁の(1)居宅介護対象者欄の単位と同じ

(2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6
8,290単位	10,700単位	13,680単位	16,440単位

障害児については、前頁の(1)行動援護対象者欄の単位と同じ

(3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
10,700単位	13,680単位	16,440単位

< 共同生活介護（ケアホーム）入居の場合 >

各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。
なお、介護保険対象者、日中活動系サービス利用者についても同額とする。

(1) 行動援護対象者

区分3～区分6	1,760単位
---------	---------

(2) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	2,970単位
---------	---------

< 共同生活介護（ケアホーム）入居者の経過的給付（ ）の場合 >
 平成 20 年 3 月まで適用

各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1 単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

なお、日中活動系サービス利用者についても同額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
1,180 単位	3,100 単位	3,920 単位	5,530 単位	8,290 単位

(2) 行動援護対象者

区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
4,860 単位	5,680 単位	7,290 単位	10,050 単位

(3) 重度訪問介護対象者

区分 4	区分 5	区分 6
6,890 単位	8,500 単位	11,260 単位

また、介護保険対象者については、それぞれ下記の基準額とする。

各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1 単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 行動援護対象者

区分 3 ~ 区分 6	1,760 単位
-------------	----------

(2) 重度訪問介護対象者

区分 4 ~ 区分 6	2,970 単位
-------------	----------

3. 短期入所の報酬基準

障害者、障害児それぞれについて、障害程度に応じた単価設定とする。

障害者

・障害者支援施設等で実施した場合

区分 1	:	490 単位
区分 2	:	490 単位
区分 3	:	562 単位
区分 4	:	624 単位
区分 5	:	757 単位
区分 6	:	890 単位

・療養介護事業に係る施設（医療施設）で実施した場合

療養介護対象者	:	2400 単位
その他	:	1400 単位

医療施設において、医療が必要と認められた遷延性意識障害者等に対して提供した場合に適用。

障害児

・知的障害児施設等で実施した場合

区分 1	:	490 単位
区分 2	:	593 単位
区分 3	:	757 単位

・重症心身障害児施設、肢体不自由児施設（医療施設）で実施した場合

重症心身障害児	:	2400 単位
その他	:	1400 単位

医療施設において、医療が必要と認められた遷延性意識障害児等に対して提供した場合に適用。

〔加算〕各障害共通

食事提供加算（低所得者の場合）	68 単位
-----------------	-------

日中活動系サービス

1. 生活介護

利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、必要な人員配置の基準及び報酬単価をきめ細かく設定する。

具体的には、事業者ごとの

- ・ 利用者の平均障害程度区分
- ・ 重度障害者の割合

に応じて設定する。

【生活介護サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	平均障害程度()	
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上			
生活介護サービス費()	1,262単位	1,232単位	1,177単位	1,162単位	1.7:1以上	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上
生活介護サービス費()	1,119単位	1,088単位	1,043単位	1,029単位	2:1以上		区分6の者が50%以上
生活介護サービス費()	955単位	924単位	891単位	877単位	2.5:1以上		区分6の者が40%以上
生活介護サービス費()	846単位	817単位	789単位	776単位	3:1以上	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上
生活介護サービス費()	770単位	736単位	718単位	704単位	3.5:1以上		区分5・6の者が40%以上
生活介護サービス費()	696単位	667単位	645単位	633単位	4:1以上		区分5・6の者が40%以上
生活介護サービス費()	650単位	618単位	601単位	588単位	4.5:1以上	平均区分4.0以上	区分5・6の者が30%以上
生活介護サービス費()	606単位	578単位	564単位	551単位	5:1以上		区分5・6の者が30%以上
生活介護サービス費()	577単位	546単位	533単位	522単位	5.5:1以上		区分5・6の者が20%以上
生活介護サービス費()	547単位	515単位	510単位	496単位	6:1以上	平均区分4.0未満	区分5・6の者が20%以上
生活介護サービス費(X)	502単位	473単位	460単位	446単位	10:1以上		経過措置利用者

- 生活介護の対象者は、区分3以上（施設入所を伴う場合は区分4以上）
ただし、50歳以上の者にあつては、区分2以上（施設入所を伴う場合は区分3以上）
- サービス提供職員の配置（常勤換算）については、
平均区分5以上の場合、3：1以上
平均区分4以上5未満の場合、5：1以上
平均区分4未満の場合、6：1以上
を最低基準とする。
- 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。

2. 療養介護

利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定する。

【療養介護サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	平均障害程度()	
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上			
療養介護サービス費()	904単位	885単位	868単位	857単位	2:1以上	平均障害程度が5.0以上かつ区分6の者が50%以上	
療養介護サービス費()	659単位	629単位	604単位	591単位	3:1以上		
療養介護サービス費()	521単位	495単位	484単位	476単位	4:1以上		
療養介護サービス費()	417単位	385単位	371単位	362単位	6:1以上	人員配置の経過措置として設定	
						経過措置利用者(区分5未満の者)	

- 療養介護の対象者は、
気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、区分6以上
筋ジストロフィー症患者又は重症心身障害者であって、区分5以上。
- 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。
- 生活支援員として正看護師を配置した場合、正看護師1人あたり生活支援員1.5人とみなして、配置基準上のサービス提供職員数と算定可能(平成21年9月末までに限る)。

3. 自立訓練

サービスを効果的・効率的に提供し、個別支援計画の目標が的確に達成されるよう、事業者は、利用者ごとに標準期間内で利用期間を設定することとし、サービス管理責任者が利用期間中のサービス内容と実施の手順に責任を持つ仕組みとする。また、通所を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、通所と訪問によるサービスを組み合わせることとする。

(1) 機能訓練

通所による訓練を原則としつつ、病院におけるリハビリテーションの後、居宅における日常生活上の訓練が必要であって、通所によるサービスの利用が困難と認められる等の場合、訪問サービスを利用できることとする。

【機能訓練サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
機能訓練サービス費()	639単位	608単位	583単位	547単位	6:1以上
機能訓練サービス費()	187単位				1人以上

通所による訓練を行った場合は機能訓練サービス費()を、居宅の訪問による訓練を行った場合は機能訓練サービス費()を、算定。

初期加算(生活訓練も同様)

30単位/日

算定条件... 暫定支給決定期間中の支援を行った場合

標準利用期間超過減算(生活訓練も同様)

基本単位数の95%を算定

算定条件... 事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

(2)生活訓練

通所による訓練を原則としつつ、日中は、就労等のために通所によるサービス利用が困難であって、住まいの場における日常生活面の訓練が必要と認められる場合、訪問と短期滞在によるサービスを組み合わせることができることとする。

【生活訓練サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
生活訓練サービス費()	639単位	608単位	583単位	547単位	6:1以上
生活訓練サービス費()	187単位				1人以上

通所による訓練を行った場合は生活訓練サービス費()を、居宅の訪問による訓練を行った場合は生活訓練サービス費()を、算定。

短期滞在加算

180単位/日

算定条件... 生活訓練の一環として、個別支援計画に基づき提供される場合
心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合

精神障害者退院支援施設加算(経過措置)

115単位/日(宿直体制を確保している場合)

180単位/日(夜勤体制を確保している場合)

算定要件...精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、精神科病院に概ね1年程度入院していた退院患者等に対し、自立訓練を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合

4. 就労移行支援

サービスを効果的・効率的に提供し、個別支援計画の目標が的確に達成されるよう、事業者は、利用者ごとに標準期間内で利用期間を設定することとし、サービス管理責任者が利用期間中のサービス内容と実施の手順に責任を持つ仕組みとする。また、個別支援計画の進捗状況に応じ、通所と職場訪問等によるサービスを組み合わせて実施することとする。

【就労移行支援サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
就労移行支援サービス費()	736単位	705単位	663単位	629単位	指導員 6:1以上 就労支援員 15:1以上
就労移行支援サービス費()	456単位	427単位	416単位	403単位	10:1以上

別に定める資格の取得による就労移行支援を行った場合、就労移行支援サービス費()を算定。

初期加算

30単位/日

算定条件... 暫定支給決定期間中の支援を行った場合

就労移行支援体制加算

26単位/日

算定要件... 一般就労への移行後、6か月継続して就労している者が、前年度において定員の2割以上である場合(1年間を限度)

精神障害者退院支援施設加算(経過措置)

115単位/日(宿直体制を確保している場合)

180単位/日(夜勤体制を確保している場合)

算定要件... 精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、精神科病院に概ね1年程度入院していた退院患者等に対し、就労移行支援を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合

標準利用期間超過減算

基本単位数の95%を算定

算定条件... 事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

5. 就労継続支援

就労や生産活動の機会を提供し、生産活動にかかる知識・能力の向上・維持等を図るサービスの提供を行うこととし、これに伴う報酬を設定する。

【就労継続支援サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
雇用型就労継続支援サービス費	460単位	429単位	420単位	406単位	10:1以上
非雇用型就労継続支援サービス費()	460単位	429単位	420単位	406単位	
非雇用型就労継続支援サービス費()	504単位	473単位	464単位	450単位	7.5:1以上

非雇用型就労継続支援サービス費()(生産活動支援体制強化型)の算定に当たっては、障害基礎年金1級受給者が利用者の5割以上である事業所(現行施設訓練等支援費対象施設から移行する場合は、2割以上(3年間の経過措置))であることが要件。

(1) 雇用型事業

生産性の向上を図り、多様な業種において就労機会の拡大を図るため、定員の2割の範囲内で、定員とは別に、障害者以外の者の雇用を認める。

多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、最低定員の基準を緩和し、障害者の定員10人から事業実施を可能とする。

就労移行支援体制加算

26単位/日

算定要件...一般就労への移行後、6か月継続して就労している者が、前年度において定員の5%以上である場合(1年間を限度)

(2) 非雇用型事業

事業者の指定に当たり、平均工賃が工賃控除程度の水準(月3,000円)を上回ることを事業者指定の要件とする。

利用者の工賃水準の向上を図るため、事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績とあわせて都道府県知事への報告、公表を行う。

就労移行支援体制加算

13単位/日

算定要件...一般就労又は雇用型事業への移行後、6か月継続して就労している者が、前年度において定員の5%以上である場合(1年間を限度)

目標工賃達成加算

26単位/日

算定要件...平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であり、かつ、事業者が設定した目標水準以上である場合

6. 各サービスに共通する事項

初期加算：30単位／日

・介護給付の場合、加算期間は30日間

(なお、訓練等給付の場合、暫定支給決定期間中を対象として加算)

新事業移行時特別加算(3年間に限定)：48単位／日(移行の日から30日間)

施設訓練等支援費対象施設が新体系へ移行したときは、移行時から30日間算定

サービス管理責任者欠如減算：基本単位数の70%を算定

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間

個別支援計画未作成減算：基本単位数の95%を算定

個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

サービス提供職員欠如減算：基本単位数の70%を算定

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間

定員超過利用減算

・ 1日当たり利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の20%()を、定員が50人を超える場合は当該定員から50を差し引いた員数の10%()を に加えた数を、それぞれ超過しているとき 基本単位数の70%を算定

・ 過去3か月間の平均利用人員が、定員の105%を超過している場合
基本単位数の70%を算定

利用者負担上限額管理加算：150単位／月

視覚・聴覚等障害者支援体制加算：41単位／日

通所事業所食事提供体制加算：42単位／日

7. 児童デイサービス（10月以降）

児童デイサービスの見直しにあたっては、幼児期の個別ニーズに対応する療育と集団による療育が適切な効果をもたらすグループとに分化することとし、より専門性の高いサービスを提供できる体制を確保することによって、障害児の処遇向上を図ることとする。

療育を必要とする児童に対し、児童個々のニーズに応じた適切なサービスを提供するため、人員配置を手厚く（15：3）するとともに、サービス管理責任者を新たに配置する。

- ・標準（1日当たり平均利用人員11～20人） 508 単位
- ・小規模（1日当たり平均利用人員10人以下） 754 単位
- ・大規模（1日当たり平均利用人員21人以上） 396 単位
- ・送迎加算（片道につき） 54 単位

〔経過措置〕

現行制度において、集団療育を実施している児童デイサービス事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業所とみなす経過措置を設ける。

- ・標準（1日当たり平均利用人員11～20人） 283 単位
- ・小規模（1日当たり平均利用人員10人以下） 407 単位
- ・大規模（1日当たり平均利用人員21人以上） 231 単位
- ・送迎加算（片道につき） 54 単位

居住系サービス

1. 施設入所支援

夜間の介護等に必要な職員について、生活介護と同様、利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、必要な人員配置の基準及び報酬単価を設定する。

具体的には、事業者ごとの

- ・ 利用者の平均障害程度区分
- ・ 重度障害者の割合

に応じて設定する。

【施設入所支援サービス費】

区分	報酬単価				夜間職員 配置基準(常勤換算)	平均障害程度	
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上			
施設入所支援サービス費()	400単位	309単位	255単位	231単位	利用者60人以下 夜勤職員3人以上 (以降40人を増すごとに1人 を加えて得た数以上)	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上
施設入所支援サービス費()	381単位	289単位	238単位	214単位			区分6の者が50%以上
施設入所支援サービス費()	359単位	266単位	219単位	195単位			区分6の者が40%以上
施設入所支援サービス費()	281単位	214単位	179単位	162単位	利用者60人以下 夜勤職員2人以上 (以降40人を増すごとに1人 を加えて得た数以上)	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上
施設入所支援サービス費()	270単位	203単位	170単位	153単位			区分5・6の者が40%以上
施設入所支援サービス費()	262単位	195単位	163単位	146単位		平均区分4.0以上	区分5・6の者が40%以上
施設入所支援サービス費()	256単位	188単位	158単位	141単位			区分5・6の者が30%以上
施設入所支援サービス費()	188単位	146単位	127単位	115単位		平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上
施設入所支援サービス費()	184単位	141単位	124単位	112単位			区分5・6の者が20%以上
施設入所支援サービス費()	180単位	138単位	121単位	109単位	利用者60人以下 夜勤職員1人以上 (以降40人を増すごとに1人 を加えて得た数以上)	平均区分4.0未満	区分5・6の者が20%以上
施設入所支援サービス費(XI)	115単位	99単位	92単位	88単位			宿直職員1人以上

1 施設入所支援の対象者は、区分4以上。

ただし、

50歳以上の者にあつては、区分3以上。

自立訓練、就労移行支援利用者にあつては、生活能力により単身での生活が困難な者又は地域の社会資源の状況等により、通所することが困難な者

2 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による入所者を除く。

地域移行加算

500単位 / (退所前、退所後各1回)

算定要件...退所する利用者に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合(生活介護利用者に限る)

栄養管理体制加算

常勤の管理栄養士を配置した場合 24単位 / 日

常勤の栄養士を配置した場合 22単位 / 日

栄養士等を配置した場合 12単位 / 日

(41人以上60人以下の施設の場合)

算定要件...食事の内容や栄養量について、管理栄養士又は栄養士により管理される等の要件に該当する場合

重度障害者支援体制加算

基本加算分 28単位 / 日

算定要件...以下のいずれかに該当する場合

医師意見書により一定の「特別な医療」を受けているとされる者が利用者全体の2割以上であり、かつ、利用者の平均区分が5以上(経過措置対象者を除く)

強度行動障害を有する者が1人以上であり、かつ、行動援護対象者が利用者全体の2割以上

重度加算分 22単位 / 日(基本加算を算定している場合に限る。)

算定要件...区分6であって、以下に該当する者が2人以上いる場合、
気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
重症心身障害者

入院、外泊時の報酬

320単位 / 日

1月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定

新事業移行時特別加算（3年間に限定）

2.1単位/日(移行の日から30日間)

施設訓練等支援費対象施設が新体系へ移行したときは、移行時から30日間算定

定員超過利用減算

- ・ 1日当たり利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の10%()を、定員が50人を超える場合は当該定員から50を差し引いた員数の5%()を に加えた数を、それぞれ超過しているとき 基本単位数の70%を算定
- ・ 過去3か月間の平均利用人員が、定員の105%を超過している場合 基本単位数の70%を算定

夜勤職員欠如減算

基本単位数の95%を算定

算定要件...夜勤職員の配置基準を満たしていない場合に、その翌月について
減算

2. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障害者に対し、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービスを提供し、これに伴う報酬を設定する。

その際、個々の住居ではなく、法人ごとに一定範囲の地域内で実施する事業全体に着目して事業指定を行うこととし、人員配置基準を適用する。

【共同生活援助(グループホーム)】

サービス管理責任者のほか、利用者の総数に応じて世話人を配置し、報酬を設定する。

区分	報酬単価	世話人の配置基準(常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準(常勤換算)
共同生活援助サービス費()	171単位	6:1以上	30:1以上
共同生活援助サービス費()	116単位	10:1以上	

自立生活支援加算（共同生活介護も同様）

14単位/日

算定要件... 事業者について、過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち、移行後の生活が6カ月以上継続している者が5割以上
対象者ごとに、6カ月以内の移行に関する個別支援計画について、市町村の承認を得る
対象者に対し、移行後概ね6カ月間程度、日常生活上の相談支援等を行う

大規模住居減算

基本単位数の90%を算定（1住居の定員が8人以上の場合）

基本単位数の87%を算定（1住居の定員が21人以上の場合）

小規模事業加算（3年間に限定、共同生活介護も同様）

37単位/日

算定要件...施行時に定員4人の事業を実施している場合(定員増までの間に限る)
(平成19年度:24単位/日、平成20年度:12単位/日)

【共同生活介護(ケアホーム)】

サービス管理責任者のほか、利用者の総数及び障害程度区分に応じて世話人及び生活支援員を配置し、報酬を設定する。

区分	障害程度区分	報酬単価	世話人の配置基準 (常勤換算)	生活支援員の配置基準 (常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準(常勤換算)
共同生活介護サービス費()	区分6	444単位	6:1以上	2.5:1以上	30:1以上
共同生活介護サービス費()	区分5	353単位		4:1以上	
共同生活介護サービス費()	区分4	300単位		6:1以上	
共同生活介護サービス費()	区分3	273単位		9:1以上	
共同生活介護サービス費()	区分2	210単位			

夜間支援体制加算

・区分5、6の利用者 : 97単位/日

・区分4の利用者 : 52単位/日

算定要件...夜間、利用者からの連絡に対応できる体制をとることとした上で、必要な職員を専任で配置する等、夜間に介護等を行うための勤務体制等を確保する場合

重度障害者支援加算

重度障害者支援加算:26単位/日

算定要件...障害程度区分6であって、重症心身障害者等重度障害者等包括支援の対象となる者が、2人以上利用している場合であって、通常の介護体制に加えて、より手厚いサービスを提供した場合

日中介護等支援加算

539単位/日

算定要件...障害程度区分4以上の利用者について、日中活動サービスの支給決定を受けているが、心身の状況等により利用できない期間が月3日以上ある場合であって、必要な介護を行ったとき(3日目から算定)

なお、あらかじめ、生活介護等の事業者と個別支援計画により連携していることが条件

介護等のサービスは、事業所の従業者により提供することを原則とするが、事業者が自らの責任に基づき委託した場合には、利用者に対し、従業者以外の者により介護サービスを提供することができる。

なお、行動援護の対象となる利用者が、通常の外出とは別に外出する場合には、共同生活介護と別に行動援護を利用することができる。

大規模住居減算

基本単位数の95%を算定 (1住居の定員が8人以上の場合)

基本単位数の93%を算定 (1住居の定員が21人以上の場合)

経過的給付

施行時に居宅介護(移動介護を除く)を現に利用している居住者がいる場合であって、事業者が速やかに生活支援員を確保することが困難なときは、平成19年度末までの間に限り、事業者の選択により、共同生活介護と居宅介護のそれぞれの給付を受ける方式とすることを可能とする。

142単位/日

共同生活介護の報酬として算定する単位数

小規模事業夜間支援体制加算(3年間に限定)

事業規模	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
報酬単価	116単位	89単位	66単位	50単位	37単位	28単位	20単位

算定要件...施行時に定員4~10人の事業を実施している者であって、障害程度区分4以上の利用者が2人以上いる場合において、必要な職員を専任で配置する等、夜間に介護を行うための勤務体制等を確保するとき(定員が10人を超えるまでの間に限る)。加算額は各年度1/3ずつ縮小。

3 . 各サービスに共通する事項

サービス管理責任者欠如減算:基本単位数の70%を算定

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間

個別支援計画未作成減算:基本単位数の95%を算定

個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

サービス提供職員欠如減算:基本単位数の70%を算定

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間

相談支援（サービス利用計画作成費）

1. 支給対象者

何らかの障害福祉サービスを利用する者であって、下記のいずれかに該当する者とする。

入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間（6か月程度を想定）集中的な支援を必要とする者。

単身で生活している者（家族が要介護状態であるため等、同居していても適切な支援が得られない者を含む。）であって、次の状態にあるために、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり、計画的な支援を必要とする者。

- ・知的障害や精神障害のため、自ら適切なサービス調整ができない。
- ・極めて重度な身体障害のため、サービス利用に必要な連絡・調整ができない。

重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者のうち、重度訪問介護等他の障害福祉サービスの支給決定を受けた者。

施設入所者、自立訓練の利用者、グループホーム及びケアホーム利用者、重度障害者等包括支援の利用者は、計画的プログラムに基づく包括的支援を受けていることから対象としない。

2. 報酬基準

サービス利用計画作成費() 1,000単位

サービス利用計画作成費() 850単位

- 1 ()の単価は、利用者負担の上限額管理が必要と市町村が必要と認めた者について算定し、()の単価は、利用者負担の上限額管理を必要としない者について算定する。
- 2 適切な相談支援が提供されない場合は、報酬を算定しない。ただし、()については150単位を算定できる。

以下の要件のいずれかを満たさない場合は、その状態が解消されるに至った月の前月まで算定できない。

- ・ 給付決定があった場合においては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。
- ・ 給付決定があった場合においては、サービス担当者会議等によりサービス利用計画の内容やサービス調整の必要性について担当者から意見を求めること。
- ・ サービス利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上でサービス利用計画を利用者等に交付すること。

以下の要件を満たさない場合は、毎月算定できない。

- ・ 少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問（モニタリング）し、その結果を記録すること。

3 . 国庫負担基準

新たなサービスであり、対象者の範囲について市町村間でばらつきが生じることが予想されることから、限られた財源を公平に配分する観点から、市町村の障害福祉サービス利用者数（施設入所者、自立訓練の利用者、グループホーム及びケアホーム利用者、重度障害者等包括支援の利用者を除く）の10％に相当する数を基礎として国庫負担額を設定する。